

第12 管理・帰属に関する事項

本市に管理・帰属する公共施設等に関しては、速やかに引き継ぎができるよう、特に次の(1)～(2)に留意の上、提出書類一覧表に基づき必要書類を提出すること。

- (1) 公共施設等の種類により確定測量の上、分合筆すること。
- (2) 抵当権者等第三者の権利を抹消すること。
- (3) 登記簿面積と実測面積が異なる場合は、地積更生を行うこと。
- (4) その他、詳細については関係課と協議を行うこと。
- (5) 次表以外の公共施設の引継ぎがある場合は、関係担当課と協議の上、必要書類を提出のこと。

提出図書一覧表		
施設名	図書名	備考
道路関係	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 資格証明書 位置図 字限図 土地利用計画平面図 縦横断面図 求積図 地積測量図 土地登記簿謄本 道路台帳調書 その他市長が認める書類	(排水施設等占用物件含む)
公園関係	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 資格証明書 位置図 字限図 土地利用計画平面図 地積測量図 土地登記簿謄本 公園詳細図 その他市長が認める書類	
消防施設	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 位置図 土地利用計画平面図 地積測量図 土地登記簿謄本 その他市長が認める書類	(避難通路含む)

提出図書一覧表

施設名	図書名	備考
ごみ集積 施設用地	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 位置図 土地利用計画平面図 地積測量図 土地登記簿謄本 その他市長が認める書類	
下水道 施設	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 位置図 土地利用計画平面図 地積測量図 土地登記簿謄本 その他市長が認める書類	公共下水道等に接続した場合
上水道 施設	寄付承諾書 登記承諾書 印鑑証明書 位置図 土地利用計画平面図 地積測量図 土地登記簿謄本 その他市長が認める書類	

## 開発行為による公共公益施設の市移管基準

※管理者は別途協議する。

施 設 名	帰属時期	帰属条件	管理時期	備 考
道 路 (道路照明灯 を含む)	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	・道路側溝及び 汚水排水管含む
公 園	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	
防火水槽 及び 消火栓	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	・避難通路用地含む
ゴミ集積 施設用地	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	
上水道	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	
下水道 (汚水)	・完了検査後	・検査済証の 交 付	・帰属時点	